令和８年１１月１０日

有資格業者の指名停止について

このことについて、下記のとおり指名停止を行うこととする。

記

１　指名停止の業者（建設工事）

住　所　　大阪府大阪市中央区本町４丁目１番１３号
名　称　　株式会社竹中工務店
代表者　　取締役社長　丁野　成人

２　指名停止の期間

令和８年１１月１１日から令和８年１２月１０日　（１か月）

３　指名停止の理由

（株）竹中工務店の社員が、大阪・関西万博の建設工事で下請け業者に水増し請求をさせ、会社に損害を与えたとして、令和８年８月１９日背任の容疑で大阪府警に逮捕されたことによる措置。

諫早市入札参加資格者指名停止措置要領
第２「別表第２第９号（不正又は不誠実な行為）」該当

担当課
諫早市企画財務部契約課
電話　０９５７－２２－１５００